

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業(介護助手採用モデル事業) 補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（介護助手採用モデル事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 介護の現場において、介護福祉士等が専門的な業務に専念できる環境を築き、介護職員の負担軽減を図ることを目的に、介護施設等で身体的介護を行わない周縁的業務に従事する者（以下「介護助手」という。）の採用促進を図る。

(補助事業者)

第3条 別表1の介護保険法に基づく介護サービスを提供する施設を運営する社会福祉法人等を対象とし、予算の範囲内において補助事業者を別に決定するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象経費等は次のとおりとする。

- (1) 対象となる経費は、介護助手雇用に係る賃金（基本給のみ）とする。
- (2) 対象人数は一事業所あたり最大3人までとする。
- (3) 対象期間は、別に示す期間内で最大3ヶ月分までとする。
- (4) 対象となる経費に対して、他から助成・貸付を受けている場合には、補助の対象としない。

(補助額の算出方法)

第6条 一人雇用するにあたっての補助金の額は、次の表に定める基準額に、前条に規定する範囲内において介護施設等に勤務した時間を乗じて得た額と、当該雇用期間内における実支出額を比較して少ない方の額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

基準額（1時間）	830円
----------	------

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める期日までに、様式1に定める交付申請書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第8条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- 1 補助事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっている者
 - (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
 - イ 暴力団員が実質的に運営している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 2 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 6 補助事業を行う者が1から5までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(補助金の変更承認)

第9条 補助事業者は、補助事業内容を変更する場合又は事業を中止し、若しくは廃止する場合は、様式2に定める変更(廃止)申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日（第9条により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式3に定める実績報告書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 沖縄県知事は、第10条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(立入検査)

第12条 沖縄県は、予算の執行の適正を期するために、補助事業者に対して、必要な報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿及び証拠書類を検査させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第13条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式4により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

サービス名称	サービス区分
地域密着型サービス	・ 地域密着型老人福祉施設入居者生活介護
施設サービス	・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設